

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

健康保険法の改正

Q : 健康保険法等が一部改正されたようですが、内容を教えてください。

A : 今回の制度改正は、医療保険制度の抜本改革の第一歩とされています。

【解説】

健康保険法等が一部改正されました。そのうち平成13年1月1日から実施されるのは、次のような項目です。

- (1) 老人の患者負担方法の見直し
老人の薬剤一部負担の廃止、月額上限付きの定率1割負担制の導入
- (2) 高額療養費の見直し
定額であった自己負担限度額を、所得及び医療費に応じた自己負担限度額に改定
- (3) 入院時食事療養費の標準負担額の見直し
- (4) 介護保険料率の見直し
6/1,000から10.8/1,000に改定
- (5) 育児休業中の保険料の見直し
被保険者負担分に加え事業主負担分も免除
- (6) 標準報酬の見直し
標準報酬月額の下限を92,000円から98,000円に改定

その他、平成13年4月1日からは、退職後老齢厚生年金等を受給している任意継続被保険者等については、傷病手当金を支給しないこととし、平成15年4月1日からは、標準報酬の定時決定にかかる算定対象月を5月～7月から4月～6月に変更し、定時決定による標準報酬の改定月が10月から9月に変更になります。

